

4 所得税源泉徴収及び年末調整

(1) 所得税源泉徴収

ア 源泉徴収制度

所得税は、所得者自身が自分の所得を申告し、それに対する税額を計算して納付する「申告納付制度」を建前としている。

しかし、給料や賞与などの給与所得については、その支払者が毎月の支払の際に所定の税額表によって所得税を天引きして納付する「源泉徴収制度」がとられている。

イ 源泉徴収義務者

給与所得及び退職所得の支払をなす者は、これらの所得の支払の際にその支払を受ける人の税金を天引き徴収し、その税金を政府（所轄税務署）に納付しなければならない。この支払者を源泉徴収義務者という。

ウ 課税される給与等

- (ア) 給料（教職調整額を含む。）
- (イ) 扶養手当，期末勤勉手当その他手当
- (ウ) 退職手当

エ 非課税所得

所得税の課税対象とならないものは、いわゆる儲けとはみなされない所得で、代表的なものは以下のとおりである。

- (ア) 実質弁償的な性格のもの
 - ・出張旅費　・通勤手当（「(5) 通勤手当」参照）
- (イ) 社会政策的配慮に基づくもの
 - ・授業料などの学費に充てるために給付される金品
 - ・損害保険料，損害賠償金，見舞金など　・遺族年金
 - ・傷病者の恩給　・児童手当　・児童扶養手当　・生活保護費
 - ・雇用保険や健康保険の保険給付
 - （例）失業保険，育休手当金，傷病手当金
- (ウ) その他
 - ・宝くじの当選金

オ 税額の計算

(ア) 税額表

給与……………給与所得の源泉徴収税額表（月額表）
 賞与……………賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
 退職所得……………源泉徴収のための退職所得控除額の表

(イ) 給与所得に対する税額計算

その月の給与の総額（課税される給与）から控除すべき社会保険料を差し引き、その金額と扶養親族等の人数を(ア)「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」に当てはめ、税額を算出する。

所得税法 第5条

所得税法
第6, 183条

所得税法 第89条

(ウ) 給与に対する税額計算

前月中に給与の支給を受け、かつ「扶養控除等(異動)申告書」を提出しているものに支払う給与について、前月の給与の課税対象額から(ア)「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄により税額を求め、給与に乘じて徴収税額とする。ただし、前月中の給与等の金額がない場合や、前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその給与の金額(社会保険料控除後の額)が前月中の給与等の金額(社会保険料控除後の額)の10倍相当額を超える場合は、月額表を用いて税額を算出する。

※ 社会保険料には、雇用保険料を含む。

(エ) 退職所得に対する税額計算

退職手当等に対しては、「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、退職所得控除額を引いた残額の $1/2$ の額から「退職所得の源泉徴収税額表」により税額を求める。ただし、死亡退職により遺族に支払われる退職手当等は、遺産相続による収入として相続税の対象となり、所得税は課税されない。

(2) 年末調整

給与の支払者は、給与の支払を受ける人の一人ひとりについて、毎月の給料や賞与等の支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与等の総額について、本来納めなければならない税額(年税額)との過不足額を年末に精算する。

所得税法
第190条

ア 年末調整の対象者

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している者全員について行うが、例外的に年末調整の対象とならない場合がある。

年末調整の対象にならない場合は、自分で確定申告をしなければならないので、期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出し、税額を精算する。

(ア) 年末調整の対象となる人

- ・ 1年を通じて勤務している。
- ・ 年の途中で就職し、年末まで勤務している。
- ・ 年の途中で死亡により退職した。
- ・ 著しい心身の障害のため年の途中で退職し、本年中に再就職ができないと見込まれる。
- ・ 12月の給与の支払を受けた後に退職した。
- ・ パートタイマー等として働いていた者が年の途中で退職し、その本年中に支払われる給与の総額が136万円以下で、退職後、他の勤務先等から給与の支払が見込まれない。
- ・ 年の途中で、海外への転勤等の理由により非居住者となった。

(イ) 年末調整の対象とならない人

- ・ 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超えている。
- ・ 被災し、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規

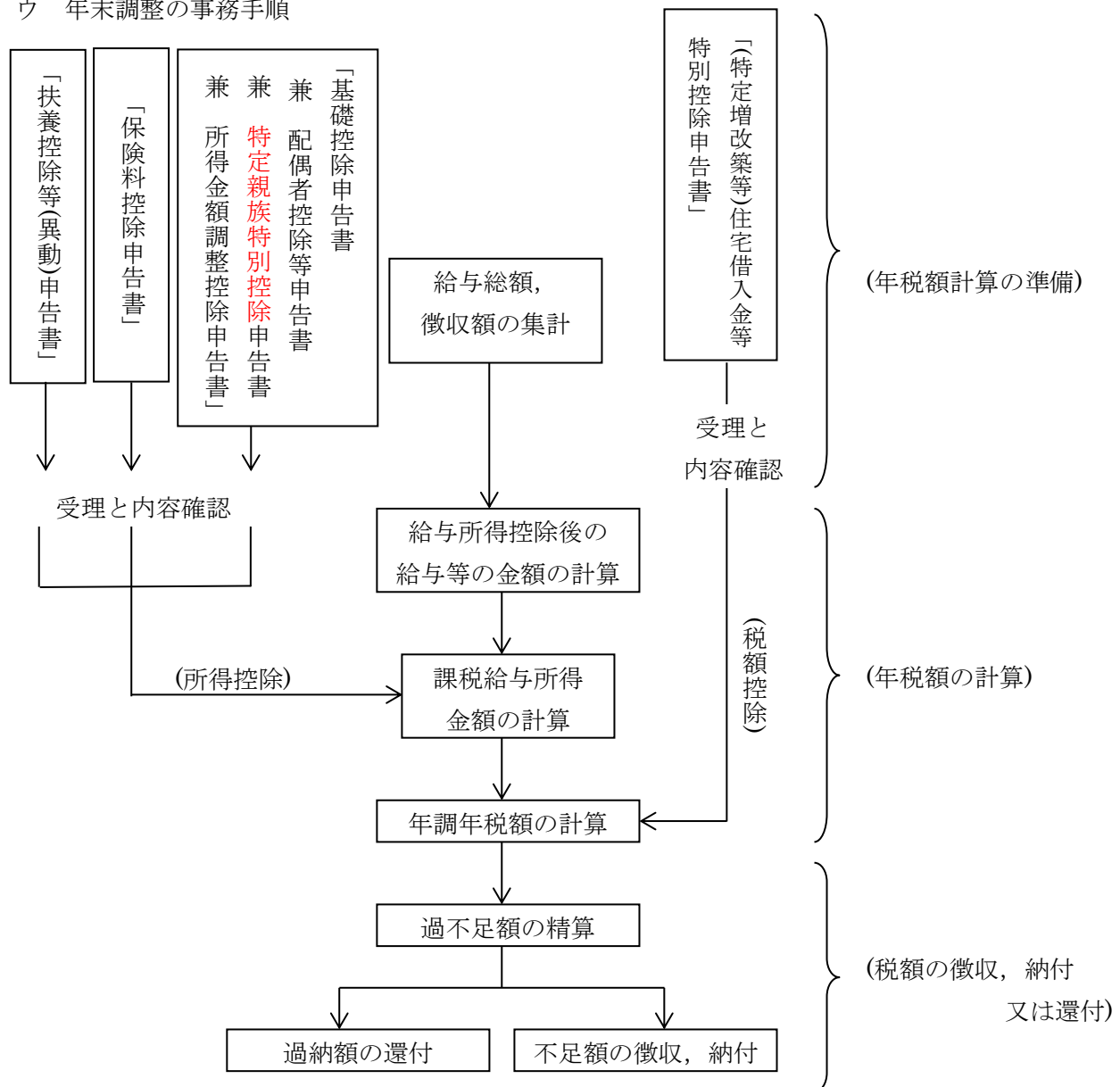
定により本年分の給与に対する源泉所得額の徴収猶予又は還付を受けた。

- ・ 2 か所以上から給与の支払を受けており、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している(乙欄適用者)。
- ・ 年末調整時にまだ「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない(乙欄適用者)。
- ・ 年途中で退職した者で、(ア)のどの項にも該当しない。
- ・ 非居住者である。
- ・ 継続して同一の雇用主に雇用されていない。(日額表丙欄適用者)

イ 年末調整を行う時期

年末調整は、本年最後の給与の支払をするときに行うことになっているので通常は12月に行うが、年途中で退職したり非居住者となったりした場合は、その都度調整を行う。

ウ 年末調整の事務手順



※国税庁「年末調整のしかた」参照